

令和8年度 宮城県立高等学校スクールカウンセラー募集要項

宮城県教育庁高校教育課

宮城県教育庁高校教育課では、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心のケアの充実を図っております。令和8年度のスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を募集します。

I 職務内容

宮城県立高等学校のスクールカウンセラーとして、学校長の指揮監督の下、次に掲げる業務を行います。

- (1) 生徒へのカウンセリング
- (2) 生徒や保護者、教職員からの相談への対応・助言
- (3) 生徒のカウンセリング等に関する情報収集及び情報提供
- (4) 校内の教育相談活動の促進及び専門機関との適切な連携への支援
- (5) 教職員への研修活動
- (6) 連絡協議会等への参加
- (7) その他、生徒のカウンセリング等に関して学校において必要と認められる事項

2 採用予定者数

50名程度 (令和7年度採用実績46名)

3 出願方法

(1) 出願資格

地方公務員法第16条各号のいずれにも該当せず、健康上問題のない方で、次の①から⑦までのいずれかを満たし、宮城県内及び隣県に在住する方

スクールカウンセラー

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士会資格認定協会が認定した臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常勤勤務を有する者に限る）の職にある者又はあった者
- ⑤ ①、②又は③の資格試験等に合格し、登録手続き中の者

スクールカウンセラーに準ずる者

- ⑥ 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ⑦ 大学又は短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ⑧ 宮城県教育委員会が、上記各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

※地方公務員法 第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 宮城県において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 出願期間 令和8年1月12日（月）から令和8年1月23日（金）まで

※宮城県教育委員会高校教育課ウェブページに掲載します。

(3) 提出書類

出願者は、出願資格に応じて、以下の該当する○印の書類を提出してください。

提出書類	資 格		出願資格							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧		
イ 出願書兼履歴書（別紙所定様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ロ 勤務等希望調書（別紙所定様式）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ハ 資格証の写	○	○	○							
ニ 在職証明書又は実務証明書（任意様式）				○						
ホ 資格試験等合格通知の写し及び資格登録申請書等の写し					○					
ヘ 心理臨床業務や児童生徒を対象に相談業務に就いていたことを証明できる在職証明書又は実務証明書（任意様式）							○	○		
ト 大学院の修了証明書（修了証書の写も可）							○			
チ 大学又は短期大学の卒業証明書（卒業証書の写も可）								○		

※長形 3 号の封筒に出願者の住所、宛名を記入の上、110 円分の切手を貼付したもの 1 枚を、上記出願書類に同封して提出すること。

- ・「公認心理師」「臨床心理士」以外に心理臨床に係る資格等がある場合は、それを証明するものの写しも併せて御提出ください。
- ・令和 7 年度に「公認心理師」「臨床心理士」の試験を受験して合格した方は、合格通知が届いたら速やかに「合格通知」の写しを送付してください。また、資格を証明するものが届いたら速やかに書類の写しを送付してください。
- ・一度受理した提出書類は返却いたしませんので、御了承願います。
- ・受付の確認には応じかねますので、送付した書類の写し等を保存してください。
- ・記載事項に虚偽の申告があった場合には、合格を取り消すことがあります。

(4) 出願方法

出願書類はイ、ロ、及び出願資格ごとに提出が必要な書類ハ～チを、角型 2 号（240mm×332mm）の封筒に入れ、**簡易書留で郵送**してください。

なお、封筒の表面に「高等学校 SC 出願書」と朱書してください。

令和 8 年 1 月 23 日（金）の消印があるものまでを有効とします。

(5) 出願書類送付先及び問合せ先

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

宮城県教育庁高校教育課 学校経営・生徒指導班 宛て

TEL 022-211-3626

E-mail ko-soudan@pref.miyagi.lg.jp

（平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※土日祝日は閉庁）

4 選考

(1) 面接日程及び会場

面接日程：令和 8 年 2 月 4 日（水）から令和 8 年 2 月 13 日（金）の指定した日時
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く）

面接会場：宮城県行政庁舎又は自治会館又は漁信基ビル（出願者ごとに指定した会場）

- * なお、令和８年度に義務教育課と高校教育課の両方でＳＣとしての勤務を希望されている場合は、義務教育課との合同面接（１月中に実施）の形をとりますので、上記期間における面接試験は免除となります。

（２）事前課題

ウェブサイト上から指定様式をダウンロードし、下記の要領に従い面接受験日までに御提出ください。

提出方法：指定様式にＡ４裏表１枚に収まるように入力し、電子メールに添付して提出。

・ 件名：受験番号「県立高校ＳＣ関係」（例）：85「県立高校ＳＣ関係」

・ 添付ファイル名：受験番号 氏名「事前課題」（例）：85 宮城太郎「事前課題」

提出先：電子メールアドレス ko-soudan@pref.miyagi.lg.jp

- * なお、義務教育課との合同面接対象者については、上記面接日程の最終日（２月１３日（金））までに御提出ください。

（３）選考方法

出願書類、事前課題、面接により、出願者の中から「令和８年度県立高等学校スクールカウンセラー候補者名簿への登載（名簿登載者）」を決定し、名簿登載者の中から採用者を決定します。なお、名簿登載者が全て採用されるとは限りません。

（４）受験日程の連絡

出願者には、出願書類に記載されたメールアドレスに、令和８年１月２８日（水）以降、受験番号、面接日程、面接会場についてメールで連絡します。

（５）選考基準

次の観点で、出願書類、事前課題、面接の結果を総合的に判断し、名簿登載者を決定します。

- スクールカウンセラーとしての資質、適性
- スクールカウンセラーとしての専門性
- 学校教育や教師の職務への理解、組織への適応力、社会性、協調性
- スクールカウンセラーとしての態度、意欲、情熱

（６）結果通知

- 選考結果については、令和８年２月下旬に、出願者本人宛てに郵送します。
令和８年２月末日までに通知がない場合は、当課担当まで電話でお問い合わせください。
- 採用内定者へは、配置校等の勤務先、年間勤務時間数、報酬等について令和８年３月中旬にお知らせします。
- 採用手続き中及び採用後に非違行為が発覚した場合は、内定又は採用を取り消します。

５ 勤務条件等

- （１）任用期間 令和８年４月から令和９年３月までの必要と認める期間
- （２）配置先 宮城県立高等学校
- （３）配置回数等
原則として１校当たり年間２４日（月２日程度）、１日当たり６時間勤務とします。ただし、学校の実情に応じ、勤務日数及び勤務時間数を増減して配置する場合があります。
- （４）緊急派遣
重大事故の発生等、スクールカウンセラーの緊急支援が必要と判断される場合には、学校の要請に基づいて、派遣する場合があります。
- （５）報酬
 - イ 「出願資格①②③④⑤」に定める者は、時間単価５，０００円です。ただし、宮城県教育委員会の本事業で初めて採用された者は、当該年度に限り時間単価４，０００円です。
 - ロ 「出願資格⑥⑦」に定める者は、時間単価２，５００円です。ただし、宮城県教育委員会の本事業で初めて採用された者は、当該年度に限り時間単価２，０００円です。
- （６）各種手当
県の規定により通勤手当を支給します。また、勤務日数によっては期末・勤勉手当を支給する場合があります。
- （７）社会保険
原則として加入しませんが、勤務日数によっては加入する場合があります。
- （８）公務上の災害に対する補償
労働者災害補償保険法又は非常勤職員公務災害補償等条例の定めるところによります。

(9) 身分

県教育委員会の会計年度任用職員となります。

(10) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用され、違反した場合は懲戒処分の対象となります。

6 その他

- (1) 本募集要項、出願書兼履歴書、勤務等希望調書の様式データは、宮城県教育庁高校教育課のウェブページに掲載しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koukyou/gak-top.html>

- (2) 本事業については、令和8年度当初予算の成立をもって確定されることから、今後予算に変更が生じた場合には、本要項に記載の内容を変更することがあります。